

第一回東京都北区景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成27年8月27日(木)
午後2時～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 14名

会 長 北 原 理 雄

委 員 村 井 祐 二 小野田 紀 美 上 川 晃

さがら としこ 石 川 小 枝 遠 藤 千代美

木佐貫 正 宮 川 淳 子 安 住 孝 史

矢 吹 静 子 依 田 園 子 浅 川 謙 治

宮 内 利 通

◇ 欠席委員 3名

副会長 横 張 真

委 員 里 村 真 吾

委 員 渡 會 幸 治

1. 開 会

(まちづくり部長)

定刻となりましたので、ただ今から第1回東京都北区景観づくり審議会を開催させていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員の紹介を行う。

3. 出席委員数の報告

(都市計画課主事)

※18名の委員のうち、現在14名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

5. 会長・副会長の選出

(まちづくり部長)

※北区景観づくり条例施行規則第30条第2項に基づき、審議会の委員の互選によって、会長・副会長の選出を行う。

(会長)

一言、ご挨拶申し上げます。

北区は国の景観法にはるかに先んじて景観づくりに取り組んでおります。都市景観づくり基本計画は平成6年に作成しており、もう20年が経っております。その中で、「北区らしさ」というものは自然、地形、武蔵野台地、飛鳥山など非常にメリハリのある土地があって、そこに非常に多彩な暮らしがある。すごく商業が盛んなところもあれば、工業が盛んなところもある。そして、農業を頑張っているところもある。それが長い歴史の上に培われてきました。前の景観づくり基本計画の中にもそのような大きなメリハリ、骨格をきちんと守りながら、それぞれの暮らしの中から育ってくる景観の質を高めていくもので、「かいわいから発していく景観づくり」ということに取り組んできました。このことは、20年以上の実績のなかで、北区の景観を見てやはり実を結んできたと感じることも多々あります。ただ、もう頑張れるところがないということはないです。国の景観法ができたので、法に基づき取り組めるところを強化しながら、景観行政団体となった今、景観に基づく条例などもつくり、新しい一歩を先に踏み出したわけです。これからの取り組みをこれまで以上に実のあるものにしていければと思います。力足らずではありますが、皆様のお力を借りながら、皆様と一緒に取り組んでいければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(まちづくり部長)

ありがとうございました。それではここから、議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

6. 議 事

(会長)

それでは、議事に入ります。

先程、事務局から報告がありましたように、委員の出席数が定足数に達しているとのことですので、本会は有効に成立しております。

本日の議事録作成にあたって、議事録署名人を私の他に委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、本審議会につきましては、原則として公開で行うこととなっております。傍聴希望者の入場を許可します。

《 傍聴者入場 》

それでは、本日の議題に入ります。お手元の資料の審議会の次第をご覧ください。次第の「6 議事」の(1)「北区景観づくり計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは(1)「北区景観づくり計画の策定について」、ご説明させていただきます。

資料1をめぐっていただくと、右上に1-1の資料がございます。こちらは区長から審議会への諮問文となります。続きまして、1-2の資料でございます。こちらは景観法に基づき景観行政事務を開始する旨の公示文でございます。

次に、A4横向きの資料で1-3①をご覧ください。こちらは策定手続きに関する文書ということで、パブリックコメントの実施結果をまとめたものでございます。4月1日～5月11日までパブリックコメントを実施いたしました。意見提出者数は16名、意見総数は55件でした。周知方法につきましては記載のとおりでございます。次に、パブリックコメントによる内容の修正箇所について、でございます。パブリックコメントによりまして、2か所修正し、計画案の方に反映させていただきました。次のページからはいただいたご意見と区の方針についてまとめております。こちらに関しては後ほど、ご高覧していただければと思います。

次に、1-3②になります。こちらに関しましては、景観法第9条2項にもとづきまして、景観行政団体は景観づくり計画を定めようとするとき、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされており、今回都市計画審議会に意見をお伺いしたのになります。特段の意見はない旨の答申をいただいております。

次に、1-3③になります。こちらは景観重要公共施設の整備に関する事項の協議の回答文となっております。荒川、隅田川、石神井川、旧古河庭園について、各管理者から同意をいただいた文書を付けさせていただきます。

それでは、1-4の「北区景観づくり計画(案)」について、ご説明させていただきます。表紙のピンクは北区のイメージカラーということで、作成させていただきました。下の方には北区の街並みということで、北区の特徴的な建物や交通機関等を入れさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、区長のご挨拶の次のページ

から説明させていただきます。計画案は第1章の「景観まちづくりの背景と理念」から第8章の「景観まちづくりの推進」まで、8章だてで構成されており、最後に用語集を入れております。目次をおめくりいただきまして、1頁目でございます。

まず第1章では景観の概念について説明をさせていただいております。1.景観まちづくりの基本的な考え方の(1)で景観の概念をお示しし、景観計画の基本となる道筋を明らかにしております。二段落目にありますように、北区の景観を、北区の豊かな地形・地物の上に、日々の営みが積み重なってつくりあげられるまちの様子として、“みること”をとおして五感に訴えかけてくるものと捉えております。(2)景観まちづくりの視点といたしましては、景観まちづくりの基本を、協働のまちづくり、関係づくり、都市文化づくりの3つの視点で取り組んでいくことを掲げております。少し進みまして、4、5頁をご覧ください。こちらは景観づくり計画の基本理念と基本姿勢をお示ししております。5頁になりますが、景観づくり計画はこれまでの施策を継承し、「すぐれたものを“まもり、そだて” 足りないものを“つくり、おぎない”、阻害するものを“なおし、とりのぞく”」という視点で取り組んでまいります。8頁までお進みください。

8頁からが第2章となります。北区の概況としまして、21頁までまとめております。後ほどご覧いただければと思います。22頁までお進みください。こちらは北区の景観への評価・イメージについてまとめさせていただいております。平成24年12月に実施した区民アンケートや平成2年に行った区民アンケート、また25年の北区周辺自治体住民アンケートなどを挙げさせていただいております。後ほどご覧いただければと思います。35頁までお進みください。35頁から64頁まで、北区の景観特性と課題についてまとめております。こちらにつきましては、北区の将来イメージを実現するため、北区全体の景観を組み立てる4つの柱を掲げております。一つ目が35頁にございます骨格となる景観特性です。こちらは河川や崖線などのふちどりと37頁にございます幹線道路や鉄道などの骨組みで構成される北区全体の景観を形成するうえで、極めて重要な景観要素としております。二つ目の柱は39頁になります。身近な景観特性ということで、地域ごとの景観づくりを進めるための基礎的な地区を「かいわい・まちすじ」としてまとめ、身のまわりの生活空間における景観要素としております。また、三つ目の柱としましては、41頁になり、地域ごとの景観特性となります。こちらは身近な景観特性としての「かいわい・まちすじ」によって結ばれて形成される地域ごとの景観要素をまとめております。四つ目の柱といたしましては、57頁までお進みください。57頁は重点景観要素となります。こちらは北区の特徴的な景観となる13か所の地区や景観資源について重点的に景観づくりを考え、まちづくりに活かしていくための景観要素として位置付けております。65頁までお進みいただけますでしょうか。

ここからは第3章として景観まちづくりの基本目標と方針をまとめております。本計画の適用区域を大きく一般地区と特定地区に区分した上で、さらに特定地区を景観形成重点地区と景観形成方針地区に指定しております。それぞれの地区の景観形成基準を定めまして、地域に応じた景観づくりを進めていくこととしております。特定地区におきましては、西が丘地区をはじめとする三つの景観形成重点地区と飛鳥山公園周辺地区をはじめとする六つの景観形成方針地区を指定しております。次の66頁をご覧ください。景観まちづくりの基本目標を「区民とともにまもり、つくり、そだてる、北区らしい景観をめざして」といたしまして、良好な景観づくりに関する方針を掲げております。少しお進みいただきまして、90頁までお進みください。

第4章から7章までは規制や誘導、方策等の記述についてまとめております。第4章には事前協議と届出についてお示ししております。①には事前協議により区民・事業者の景観に配慮する意識を醸成すること、②には届出により、良好な景観づくりを誘導する、の大きく二つ示しております。事前協議と届出の流れといたしましては、91頁にフローチ

ャートでお示しております。事前協議を前提に届出を義務づけ、内容を審査した上で、建築確認申請、あるいは開発許可申請、屋外広告物の許可申請等を行うこととしております。届出の対象といたしましては、95頁以降に一般地区と特定地区における対象となる届出行為についてお示しております。次に106頁までお進みください。こちらは特定地区の景観づくりになります。西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区について記述させていただいております。108頁につきましては、景観形成重点地区の西が丘地区についてまとめたものがございます。地区の特性を活かした個別の景観まちづくりの目標、方針、基準を定めさせていただいております。建築物の規模に関わらず、すべての建築行為について適用されるものでございます。113頁をご覧ください。西が丘地区につきましては、景観形成基準のなかで、定量的な基準を設けておまして、一番下段には後退距離と建築物の敷地面積について基準を設けさせていただいております。※で「上記の基準について、景観づくり審議会が認める場合には、この限りではない」とありますが、これにつきましては、包括処理基準との関連がありますので、そちらでご説明をさせていただきたいと思っております。147頁までお進みください。こちらは屋外広告物の表示や提出に関する事項についてまとめさせていただいております。150頁をご覧ください。

150頁からの第7章では景観的に重要な建造物、公共施設等について、景観づくりの方針を示させていただいております。

続きまして、156頁をご覧ください。第8章になります。景観まちづくりの推進ということで、157頁には体制図をお示させていただいております。景観まちづくりの基本目標を目指して、区民、事業者、北区の協働と連携のもと、取り組むことを図で示させていただいております。次の159頁をご覧ください。推進方策では、段階的な特定地区の指定と推進方策の例示を、160頁には景観まちづくり活動の支援として、当面の施策を掲げさせていただきました。

以上、雑駁ですけれども、この冊子でまとめさせていただきました景観づくり計画(案)について説明をさせていただきました。

続きまして、先ほど触れさせていただきましたけれども、1-5の資料をご覧ください。1-5は景観形成重点地区の西が丘地区における景観形成基準に関する北区景観づくり審議会包括処理基準(案)でございます。趣旨ですけれども、先ほどの冊子の113頁の※については、審議会が認める場合についてあらかじめ基準を定めさせていただいて、手続きの迅速化・簡素化を図るものでございます。2について、包括処理基準に適合しているものは、審議会が認めるものとして処理することができるとしております。3の適用範囲ですけれども、西が丘地区において定量的に定めているもので、(1)の配置基準として、建築物の壁面後退距離0.5m以上、(2)規模基準では建築物の敷地面積100㎡以上としております。4では、適用除外のものとして記載しております。(1)の配置基準では道路に面して道路がある場合、1階部分が後退しておれば、上階部分は適用除外となっております。(2)の規模基準ではアとして基準日にすでに100㎡未満の土地をそのまま使用する場合、イとして、公衆便所、巡査派出所など公益上必要なもの、ウとして、公共公益施設などの整備に伴い土地を用いて供するもの、エとして、基準日にすでに2項道路のセットバックにより、100㎡未満になる場合の4つのケースを適用除外としております。次に5では特例措置を設けて、基準の適用緩和の措置を認めることを規定しております。配置基準では用途地域や広幅員の道路に面して建築行為を行う場合で、近隣商業地域や補助243号線の沿道において適用を考えております。また規模基準では、アとして遺産相続等に伴う財産分与のために土地を分割する場合、イとして借地権の解消のために土地を分割する場合、ウとして建築基準法などの違法性を解消する場合としております。7につきましては、いずれにしましても審議会に報告することを規定しております。この包括基準につきましては、今回審議会のお諮りをいたします。そのうえで、一定程度の内容に

ついて行政にゆだねていただき、事務手続きをさせていただきたいというものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(会長)

どうもご苦労様でした。事務局からご説明いただきましたが、これについてご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員)

どうもこんにちは。またよろしくお願いいたします。1から5までご説明いただきましたが、すべてに関わる質疑なのか、それとも今の包括処理基準として示された質疑なのか、どちらでしょうか。

(会長)

1から5までの全体でお願いいたします。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございます。今いろいろとたくさんご説明いただきました。今回パブリックコメントの結果が示されており、私もパブリックコメントを読ませていただいて、大変貴重なご意見がたくさん出されていると思いました。一つ聞きたいと思ったことが、実際修正された箇所は2か所ということにとどまっておりますけれども、非常に皆様方が景観というものに関心をもっていただいて、非常に貴重なご意見が寄せられていると改めて思いました。特に先ほど新しく会長になられた先生もおっしゃったように、北区としての特徴ある地形とか歴史とかかわいなど、大事なところについても一つ一つかなり丁寧に書かれていると思います。そこで、なぜ修正箇所ということに至らなかったのか、その辺の事務局としての受け止め方を示してほしいと思います。

また、この中で区の考え方について意見が述べられておりますが、「関係部署へ伝えてまいります」という回答が何か所かあります。その点の考え方について、改めて伺わせていただきたいと思いました。

それから、1-4の計画案について、これまでもいろいろと議論が重ねられてきた上での中身であり、それ相応の分量になっていると思います。北区では、例えば、景観形成重点地区の西が丘地区の考え方や東京でも類をみないような十条地域の商店街、また北区はたくさんの軍事施設があったところを一つ一つ戦後70年かけて区民の皆様方の力をおおいに借りながら、今のような平和なまちをつくってきたということで、歴史的な経過もたくさんあったと思います。そのなかでつくられてきている場所の一つである赤羽西の地域では、新たな課題として道路計画の問題など、いろいろと出てきていると思います。その点をこの景観計画の中で、示された立場にたって、一つずつ取り組んでいくことが大事だと思います。この計画を実のあるものにしていくためには、区民の皆様方の協働がとても大事だと思います。その点についても改めて伺わせていただきたいと思います。

それから、5のところについては、処理基準のところでもまさに今具体的な計画として示されていることに伴ってのご説明があったと思いますが、その点についても改めて具体的な課題としてどういうことが考えられるのか、その点についても伺わせていただきたいと思います。以上です。

(会長)

たくさん質問がありました。事務局は回答をお願いします。

(都市計画課長)

事務局です。まずパブリックコメントに関する受け止めということで、意見の総数は55件いただいております。そのなかで細かいところもいただいております。区の考え方として一定の考え方を示させていただいております。そのなかで、ある程度景観づくり計画のなかに包括されている部分だろうという箇所については、今回修正を加えていないというものがございまして。

また、今回景観に関するパブリックコメントということで、景観に付随して様々な意見をいただいております。これにつきましては、(13)その他ということで、直接今回の景観づくり計画の中身に関することではないですけれども、それに関係する施設であるとか、管理者への意見などをいただいております。区の考え方として、「伝えてまいります」という表現はいかがなものか、ということも先に開催された都市計画審議会でご意見をいただきました。これは他人事ということで考えているのではなく、関係部署と情報を共有して、ご意見をいただいた箇所につきましては、確実に意見を伝え反映できるところは反映していくということを表させていただいたものです。表現としてもう少し適切な表現でまとめておけばよかったと反省しております。

また、景観づくり計画のなかの西が丘地区の考え方ということで、こちらは景観形成重点地区となります。住宅街を重点地区として定めているということで、その点が「北区らしい」景観づくりの象徴にもなると思っております。こちらにつきまして、さらに定量的な基準を設けさせていただきました。これは地元の方々との意見交換のなかで、例えば最低敷地面積165㎡(約50坪程度)だった敷地に対してもう少し緩和ができないか、あまりにも緩和しすぎると街並みとしては良くないのではないかと、というようなご意見をいただきまして、100㎡(約30坪程度)とまとめさせていただきました。このように地域の方々との意見を取り交わすことができたということが一つの成果だと思っております。

また、これまでの大規模な軍事施設など国の敷地等の土地利用につきましては、時代の流れ、または社会経済状況の変化等によって整備が進められてきました。その整備計画と景観づくりということで、整備計画のなかでどう景観をつくっていくかということも、この景観づくり計画をもとに整備される側の方々においては配慮していただければと思います。また景観の取り組みの基本として「協働」という言葉が出てきております。先ほどの資料のなかでもご説明させていただきましたけれども、区民、事業者、行政が一緒になって考えていくということが、今回の景観づくりの基本ということで考えております。以上、お答えさせていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございました。委員、いかがでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございます。特に重点地域である西が丘地区の皆様方は、財産に関わることであります。非常に大事なことですし、そこにお住まいになっている方たちとしっかり話し合いを進めていただきながら、合意形成を行い、このような施策を進めていくことが大事であると改めて思っております。そうしたなかで、今1-4の計画の全体についても説明があったように、私がこの景観まちづくりに関わらせていただいて、そのまちをどういう風に形成していくのかという点では、事業者の皆様、それからそこに住む住民の皆様、それから行政ということで、本当にいろいろな情報を共有しながらとことん話し合いを進めて、お互いに理解を深め、譲るべきところは譲り、改善すべきところは改善し、丁寧な取り組みというものが非常に大事であると思っております。それは例えば民間の大きなマンション建設や国の土地の中で行われる新たな公共施設などの建設、また都営住宅

の建て替え時などでも、一つ一ついろいろなことを考えながら、とことん住民の皆様と協働して取り組んでいくことで、10年、20年経ったまちづくりをみたときに、非常に大事になってくると私自身は実感しています。

それから、全体としてこの計画に盛り込まれている北区を特徴づける計画というものが私は非常に大事だと思っております。先ほどお話をさせていただいたように、新たな道路づくりの問題も起きているものですから、そこで本当に皆様方の理解と協力をいただきながら、進めていかなければ景観はより良いものにならないのではないかと、私の思いとしてこの場で述べさせていただきました。以上です。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。ご意見ということで、事務局はしっかり受け止めてください。西が丘地区のような住宅地域を重点地区に指定することは大変難しいことで、なかなか他の区や市ではできていないところが多いのですね。こうならないように、北区の暮らしに立脚しながら、景観づくりを進めていき、区民の皆様と協働し、それが実を結んでいけば良いと思っております。

他にご質問はいかがでしょうか。

(委員)

先日、これを拝見しまして、大変良い冊子だと思って感心しました。お疲れ様と申し上げます。これは10月に印刷をして、発行になるのですね。これは売るのですか。それはですね、大変いい計画なので、区民の方に知らせないと意味がないので、どういう方法でこういう冊子があるのか、どこへ行けば見れるのか、区の知らしめの方法を教えてくださいました。

(会長)

事務局、よろしいでしょうか。

(都市計画課長)

はい、販売のことまでは今、頭になかったですけれども、まず北区のホームページでご覧いただけるような形と、あと区政資料室、図書館、地域振興室での閲覧です。このように区民の方がご利用されるところで、ご覧いただけるような形をとろうと思っております。販売については少し検討させていただこうと思っております。

(委員)

ありがとうございます。大変良いので、これを区民の皆様にも周知すると良いと思います。僕たち委員だけが知っているだけでは宝の持ち腐れで、何も意味がないので、少しでも皆にPRできるような方法を考えてください。以上です。お疲れ様でした。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。大変有意義なご意見だと思います。なかなか表紙も魅力的だし、売れるのではないかと思います。ぜひ、ご検討ください。

他にいかがでしょうか。

(委員)

計画案の112頁の図で、建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図るとありますが、建築基準法で高さは規定されていると思います。この違いについてはどういう違いがあるのでしょうか。

(会長)

事務局、お願いします。

(都市計画課長)

はい、事務局です。建築基準法のなかで、建ぺい率・容積率が定まっているので、ある程度制限いっぱい建てるということは可能です。そのことに加え、街並みの景観に配慮するということで、ある程度隣接する建物とその屋根といいますか、スカイラインを整えて、一つの建物ではなくいくつかの建物、沿道の建物として一連の景観が醸し出されるような空間にもしてください、ということで概念的ではありますが、高さの規定を設けております。建築基準法上に基づいているなかでも、制限いっぱい建てるだけでなく、景観の方にも配慮してくださいということを謳っているということで、ご理解いただければと思います。

(委員)

早い話、高さを統一するという事だと思っただけですね。だから、高さがバラバラにはしないようにということですよ。わかりました。ありがとうございました。

(会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(委員)

はい、先ほど委員からもお話がありましたけれども、このあとの「ガイドライン」の絵が多く、非常にわかりやすくできており、景観の教科書になるくらい良くできていると思っております。ご苦労様でした。

一つだけ、私自身理解できていない部分があるので、ご質問したいのですが、冊子の93、94頁です。特定地区の中の「景観形成方針地区」というものがございまして、以前から気になっていた言葉で、一般的にわかりにくいということが一つあります。おそらく非常に悩まれた結果のネーミングだと思うのですが、私の理解では、要するに準重点地区という認識ですが、そういう考え方ということでよろしいのかということが一点です。そうすると、94頁の表の意味がよくわからなくて、方針と基準があって、○が全部ついているだけの表なのですね。これはどういうことを説明したい表なのかということをお教えいただきたいです。

また、98頁にある3. 景観形成方針地区の中に一般地区又は景観形成重点地区の届出対象行為・届出対象規模を準用するとあるが、どちらでもよいということなのか、その辺が私には理解できなかったもので、教えていただきたいです。よろしく願いいたします。

(会長)

ご質問、3点に対してお願いいたします。

(都市計画課長)

まず、一般地区、特定地区のなかの重点地区と方針地区ということですがけれども、委員もおっしゃったように、「準」という取扱いでよいと私も解釈しております。一般地区は概念的にこういう景観にも配慮しましょうということで、ある程度の意識啓発となっております。北区が景観行政団体になって、北区全域について景観づくりをしていくのですよ、そのうえでこういう基準を設けました、皆様も景観に配慮していきましょうよ、という概念的な意識啓発を図っていくということで、一般地区という設定をしております。景観形成方針地区につきましてもは、拠点となる6つの地区についてエリアを定めさせていただきました。北区全域ということではなく、核となる6つの地域がございます。こちらについて今後周辺の地域の方々と話し合いを進めていくなかで、もう少し定量的な基準を設けた方がいいのではないかとか、またはもう少しこの地域は景観に力を入れていくべきではないか、などという意見が出てくるようであれば、重点地区に育てていく、押し上げていくことを考えております。つまり、段階的に景観の基準を定量的なものにシフトしていける要素がある地域ではないかということで、方針地区というものを定めさせていただいております。

98頁の3. 景観形成方針地区の中で、一般地区等の届出対象行為を準用するというのは、変わるものではないのですが、重点地区というエリアをとらえて設けさせていただいております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

すいません。そうすると、届出に関しては、方針地区は一般地区などと同じということでしょうか。

(都市計画主査)

説明させていただきます。今回地区が明確に指定されているものが景観形成重点地区の3地区になります。この地区につきましてもは、地区の範囲、区域が決まっております。そして一般地区につきましてもは、北区全域ということになりますので、今回のお尋ねのありました景観形成方針地区につきましてもは、今後区民の皆様と景観について話し合った中で、区域を設定するという事で、区域の設定がされておられません。重点地区がかかるところも方針地区的に色づけがされているところもございます。例えば、飛鳥山公園周辺地区につきましてもは、石神井川沿川方針地区とか都電沿線方針地区とかそういう複数の地区が混ざっているような地区になりまして、具体的な届出行為につきましてもは、一般地区等の基準を使っていただくこととなります。ですから、方針地区につきましてもは、概ねその地域の特性として目標と方針だけを規定させていただいているということで、基準につきましてもは重点地区がかかっておれば、その基準を使っていただくこととなります。

(会長)

難しいですが、いかがでしょうか。

(委員)

ご説明はわかったのですが、先ほども言ったように一般の区民の方もご覧になった時にわかりにくい気もします。要は今後こういうところを景観的に大事にしていこうということだと思います。だから、わざわざ方針地区とすることで、内容を複雑にしているような

感じもします。一応、今のご説明はそういうことであると理解しました。

(会長)

一種の決意表明みたいなものであると思います。特に飛鳥山公園からの眺望はとくに重要であると思います。では何をコントロールしますかとなるとなかなか難しい。そこらへんがこの微妙な書き方になるのではと思います。今後区民の皆様との様々なコミュニケーション、協働のなかでまちづくりができていければ良いのではと思います。

(委員)

今、委員のお話を聞いていて、チェックしていた箇所が漏れていたことを気づいたのですが、ここはこれまでも北区のなかでとても大事にしてきた場所ということでもあるわけです。ですが、飛鳥山周辺の崖線沿線ということでもかなり広範囲なところになって、それが今の重点的な場所とリンクして関わるわけですから、ご説明も難しいし、理解も難しいところで、わかりやすくするにはどうすればいいか悩むところではありますね。

(会長)

事務局として、何かコメントすることはありますか。

(都市計画課長)

そうですね。まさにそういう意味では北区の重要な景観のところを方針地区と定めて、地域の方々がもう少し景観づくりに取り組んでいこうという気運なり、思いが多くなってきたときに、重点的な地区にしていこうというようなことで、方針地区を設けさせていただきました。ご理解いただければと思います。そして、区もそういった考えで段階的な景観づくりの一つとして、地区指定をさせていただいたということでもあります。

(会長)

おそらく合意ができたところについて、名前がついて重点地区となる。そういうイメージなのかなと思います。違いますか。

(都市計画課長)

おっしゃるとおりです。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

今の話に直接関係あるといたしますか、やはりこの計画のなかで、ビジュアルをパッと見て北区がこういうことをするのか、を表す図というのは「一般地区」と「特定地区」の区域という65頁の下の図だと思います。これだけで区が何をやろうとしているのかがある程度わかります。非常に良いと思うのですが、一つはネーミングがどうかということは今さら難しいと思うので、その「方針」というものをどうしてここで、「準」重点もしくは重点地区の候補といったことにしなかったのか。文中にもさらっと書いてあるとは思いますが、「方針地区」はこういう意図で重点地区とはまた別に設定したことがわかる注釈など入れた方がいいと思います。

もう一つ、この図の凡例についてですが、三つ立てになっております。文中では一般地区と特定地区になっております。私たちはいろいろ説明を聞いて理解しているのですが、

実際は一般地区と特定地区、その特定地区は重点でも合意を得られてこれから積極的に推進しようとする3地区と、今のところ協議を経て格上げしていこうという準重点地区という候補があるわけです。少なくとも、今の緑と黄緑が特定地区だということが凡例をみてわかるようにすることが大事なのではないかと思います。あと、「方針地区」というものがビジュアルとして小さいと感じましたので、図としてパッとわかるようなものがあると良いと思いました。この図は、93頁の空白にも入れてもいいと思います。ここには届出対象地区に関する考え方というのがありますし、この図は何回でてきてもいいと思います。以上です。

(会長)

事務局。

(都市計画課長)

今委員がおっしゃったように、65頁の図は小さすぎて私ももう少しと思うところがあったのですが、この図を拡大したものが、107頁にございます。第3章では、このような区域の考え方を概略としてまとめさせていただいております。107頁では特定地区の景観づくりということで、上の方で「景観形成重点地区」とは良好な景観づくりを重点的に行っていく地区、「景観形成方針地区」とはその重点地区の候補地として行っていく地区と定めさせていただいております。そういった意味では、いつ出てくるのかといった感じで、ここで出てくるのかという、後出しじゃんけんみたいな感じになっております。65頁の方で、詳しくは107頁という注釈も検討したいと思います。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。そうですね。107頁を見てくださいという注釈が65頁に入るだけで随分違いますね。それから93頁も随分白いですね。ここに図を入れてもいいかもしれない。ご検討ください。

(委員)

同じ箇所ですが、「今後の方針」など「今後」とつけるとわかりやすいと思いました。それとですね、一般地区で高さの問題が出てきております。現実にたくさん建っております一般地区の建物で、高さを揃えて街並みを良くしようとしているのだと思いますが、建築基準法をパスしますと、軒が飛び出している高さの建物が周辺に見られるようになってまいりました。そういうところは、今だって事前に役所へ景観づくりの届出を出しているわけですよ。でも基準法に適合しているということで、現実には建築されているというわけでしょうか。

(会長)

はい、それでは事務局はお願いいたします。

(都市計画課長)

景観の届出につきましては、一定規模以上ということで共同住宅、マンション等について届出を出していただいている、景観の視点から要望等を出させていただいております。そういった意味では高さということで、街並みに配慮していただけるよう、意見のやりとりをさせていただくこともあります。さらに、もう一つ北区には集合住宅に関する条例がございます。建物を建てる際には説明をさせていただく機会を設けてもらえるにしております。そのような中で、地域の方々にご理解をいただきながら、建物を建ててもらえる

よう指導もさせていただいております。ですので、景観の届出のなかで基準法上の要件を満たしておればそれ以上のやりとりはなかなかできていないのが実情です。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

現実はそのだと思えますけれども、実際高い建物が建つとビル風とかいろいろな問題がでてきています。法律ではパスできていても、現実には日照が非常に少なくなっている方たちもいるわけです。その辺をもう少し景観づくりの方からも何か意見を通していただけるといいと思います。

(会長)

はい、ご要望・意見ということで、事務局は受け止めていただきたいと思います。他にご意見いかがでしょうか。

(委員)

はい。表紙にもありますけれども、歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造、こちらの基本理念というのはやはりとても大事なことでして、ここを丁寧に永く続けていくことが景観づくりを良い方向に向かわせることだと思っております。厚い冊子の中から、自分の仕事柄、王子地区、滝野川地区、赤羽地区を含め、全部の地区をいろいろと見て回っております。そのなかで、22頁の北区の景観の評価・イメージ、それから25頁に景観への評価ということで分析がありますが、これはとても大切なことだと思います。地域の方々がどのように思っているのか、そしてそういうところに私たち区民もそうですけれども、行政が行う改善ということがとても関わってくると思います。景観への評価を問うアンケートを2000通、3000通と出しておりますので、集計などがとても大変だとは思いますが、皆様に意見を聞いていくということはとても大事な事だと思います。ですから、もう少し回収率の面からみますと、例えば町内会の新年会や地域のお祭りなど、人が集まる時・場所などでアンケートをとると、もう少し回収率のパーセンテージも上がるのではないかと思っております。そして、25頁の景観への評価で「アピールしていくことが求められる」ということが今後、具体的な言葉として記載されるようになっていけばとても良いのではないかと思います。以上です。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。今後の取り組みへのご意見だと思います。事務局は何かございますか。

(都市計画課長)

北区の景観の魅力のアピールが十分にされていないという意見がありました。また、景観への意識という点でもまだまだPRしていかなければならないと思っております。今回、景観法に基づく景観行政団体になったということで、北区ニュースの特集号により、景観の特集も組むことでパブリックコメントの告知もさせていただきました。そういった機会を通じて、10月以降運用していくなかで、シンポジウムの開催など景観への意識啓発を行い、景観に関心をもっていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

他にご意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これより、東京都北区景観づくり条例施行規則第31条第3項に基づき、採決に入ります。

本議案につきましては、原案のとおり、区長に答申することといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり区長に答申することといたします。事務局は委員の皆様から頂いたご意見を十分に参考にさせていただき、今後の取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、2の報告事項に移りたいと思います。北区景観づくりガイドライン（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

それでは、引き続き、北区景観づくりガイドライン（案）についてご説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1頁目になります。このガイドラインは良好な景観づくりを進めるための手引き、手続きのマニュアルとして活用していただくものでございます。1頁目に位置づけが示されております。このガイドラインと本日机上に配付をさせていただきました「みんなでつくる北区の景観 てびき」の冊子とを連携して活用していただくこととなります。このてびきをご覧ください。

このてびきは平成6年に発行したものでございます。事例を写真入りで紹介させていただいておりますが、平成6年に作ったものですから、写真自体はかなり古い写真で現状と違うものもございます。ですが、考え方としましてはこれからの景観にも非常に参考となるものでございます。例えば、10頁をご覧くださいければと思います。ここに「かいはいの景観づくり」ということで、建物を建てる時入口を工夫するということがございます。言葉で入口を工夫するといってもどのように工夫すればいいのかとなります。入口の周りに植栽すると潤いや彩の景観ができます。入口を後退させると親しみやすい建物になります。このように、写真で事例を示させていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

景観づくりガイドラインにお戻りいただければと思います。先ほどの2頁目になりますが、本ガイドラインの使い方ということで、目次の構成がでございます。方針編、基準編、資料編の大きく3つに分けて構成しております。4頁の表紙をおめくりいただくと、第1章で景観まちづくりの進め方ということになります。景観づくり計画のなかで触れさせていただいているまちづくりの進め方、身の周りの「ふちどり」「ほねぐみ」「かいはい」についての方向性をコンパクトに示させていただいております。16頁までお進みください。

16頁からは基準編になります。先ほどご指摘いただきました景観形成基準の構成ということで、こちらで解説をさせていただきます。景観づくり計画の方でなかなか厚い資料で見つけにくいこともありましたが、このガイドラインを参考にさせていただきたいと思い、記載しております。18頁に見方の解説がでございます。こちらは黄色い枠で囲まれているものを北区全域で対象としており、基準を記載させていただいております。解説図によるイラストでイメージしていただけるようにしております。また下の方には「みんなでつくる北区の景観てびき」ということで、関連するてびきの箇所を示しております。先ほどご覧いただきました「10頁の入口を工夫する」というような形になっております。特定地区の解説については18頁の下の方になりますけれども、紫で西が丘地区、青で隅

田川沿川地区、緑で旧古河庭園周辺地区を表しております。19頁以降32頁までそれぞれ建築物についての配置、高さなどイラストを交えて紹介をさせていただいております。33頁からは色彩の基準となっております。こちらに色彩の基準とはどういうものなのかという解説から始まり、36頁には配慮事項ということで、まとめさせていただいております。先ほども申し上げましたけれども、こちらでは隣接する色彩との連続性や秩序に配慮するというようなことで、街並みを意識した色彩について記載をさせていただいております。続きまして、37頁になります。こちらは公共施設等の景観づくりへの配慮事項をまとめております。また、40頁からは事前協議と届出による景観づくりということで、一定の行為について届出の時期等を載せさせていただいております。

44頁からは資料編となります。こちらA3の折込でかいわいと特定地区の区域図ということで、北区全域を示させていただいております。次の頁からは景観形成基準の逆引きということで、地区から関連する基準と掲載ページから探せるものを付けさせていただいております。50頁をご覧ください。50頁にカラーチャートということで、色彩に関連するもの、また最後の頁になりますけれども、周辺区市における景観計画策定状況を付けさせていただいております。また一部、こちらについては作成手前ということで、もう少し手を加えさせていただきまして、最終的に10月の運用開始までに間に合わせたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。景観づくりガイドラインについてご説明いただきましたが、ご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

はい。今ご説明いただいた平成6年のときのもので、前回とても良くできていると思いましたが。ガイドラインと計画案があると思いますが、てびきの方も今回新たに出すということになるのでしょうか。それとも、先ほどお話で「てびきの方をご覧ください」とありましたけれども、区民の皆様方にはこれらがセットでいくようになるということでしょうか。その辺をもう少し教えてください。

(会長)

はい、事務局、お願いします。

(都市計画課長)

はい、てびきの方は平成6年につくって今もお配りさせていただいております。今回景観づくり計画というものができて、それにとまって本来であれば全部作りなおして写真も入れたガイドラインということが望ましいと思っております。しかし平成6年とはいえ、参考になる部分は多いです。セットで区民の方にはお渡しをさせていただいて、参考等にいただければと考えております。

(会長)

はい。

(委員)

そうすると、新たに法律もできて行政団体になっても、引き続き、このてびきは生きていくということですね。表題のところについては、「みんなで作る」ということをきちんと入れていただいたということで、共通性を持たせるということにも繋がってくると思

っております。このてびきは区民の皆様がほしいと思った時にすぐ手に入るような状況にあるということですのでよろしいのでしょうか。その点について確認させてください。

(会長)

はい、事務局。

(都市計画課長)

てびき、ガイドラインとも欲しい方には入手できる形にさせていただきます。

(会長)

はい。

(委員)

もう一点ですが、この新しいガイドラインの2頁のところ、〇のところ。主体と支援・協力というような形で区民、事業者、行政の対応の違いというものが示されていると思います。第3章のふちどり・ほねぐみの景観づくりというのはとても大事なところだと思います。そこが主体は行政であって、区民と事業者の皆様は支援・協力と記されております。これが少し気になっています。ここは計画をしっかりと実行していく上では北区のふちどりやほねぐみというのは区民の皆様に関わっていただいて、つくりあげていくという視点を貫かないといけないと強く思います。その点はいかがでしょうか。

(会長)

はい、事務局はいかがでしょうか。

(都市計画課長)

はい、第3章では行政が主体ということで、今回景観形成重点地区を定めさせていただきましたけれども、ある程度のエリアであるとか軸などについては行政で一定程度定めさせていただく。そのなかでも一方的にということではなくて、皆様と話し合いながら、協力やご意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。まったく関わりがないということではないと考えております。

(会長)

はい。

(委員)

先ほどから、計画のところでも繰り返しご説明していただきましたけれども、本当に区民の皆様と協働でこの景観づくりを進めていくということで、このような形で主体と支援・協力関係を明示させることが本当に必要なのか疑問に思います。やはりここは先ほどの計画の中でも区民がしっかり真ん中に座っているように、住民の皆様と協働するという考えを貫いていかないといけないと思います。特に北区の景観全体を大きく組み立てていく上で非常に大事な部分だと思います。

(会長)

はい、委員の意見が出てきましたが、区民委員の皆様はいかがでしょうか。●にしてほしいですか。

(委員)

今、委員のおっしゃる通りで、本当は●にしてほしいというのが筋であると思います。ただ私の理解はここでいうふちどり・ほねぐみというのは公共施設の部分であって道路、公園、河川、橋、そういうものが街並みと調和、整備するのは行政の側なので、そこが●、そこに私たち区民も当然関わるのですけれども、そこに区民が親しみ、またはそこを利用していくというところの部分で○、ということでもいいと私はこの冊子を先日から拝見して理解をしておりました。いかがでしょうか。

(会長)

はい、他にいかがでしょうか。この件に関してご意見ありますでしょうか。

(委員)

私もよくわかりますね。公共的な道路とか公園などがふちどりとほねぐみになっておりますけれども、ここは区民も一緒に生活しているわけですので、ぜひここに区民も一緒に関わっていきたいと思います。

(会長)

はい。

(委員)

はい。そういうことを言い出すと、きっと全部●になると思うのです。やはりここはある程度メリハリつけるといいますか、どこの管理者かという視点で●○を付けたのだと思います。そのことを尊重すれば、このふちどりというのはやはり管理者が河川や道路ですから、行政が●でも妥当であると思います。実際そうは言っても、みんなでやるということではあるのですが、あえて●○を付けるということであれば、こうなると思います。無いなら無いでもいいと思いますが。

それと、ここで少し疑問に思ったことが第5章の景観形成基準の解説というのが逆に行政が○で、区民と事業者が●となっております。それはどういうことで、●○がついているのか教えていただきたいです。

(会長)

事務局、よろしいでしょうか。

(都市計画課長)

景観形成基準の●○のところですね。景観形成基準に行政が先頭に立ってやっていくということではなく、そこに住む区民の皆様や事業者がこの地域にはこういう基準を設けた方がいい、など自発的なところを待っているというところがあります。仕掛けは行政が行っていくというところはあります。そういう意図で●○というものを付けさせていただいております。

(委員)

十分に汲み取れませんでした。はい、わかりました。

(会長)

そもそも●○はいるのですか。これがあるから何か議論になるような気がするのですが。

(都市計画課長)

申し訳ございません。実は私も勘違いを少ししておりまして、どこが主体か、支援かということですが、この目次を一番使う方を対象に、区民の方には主にこういうところを見ていただいて、参考にして読んでほしいところ。行政としては、公共施設の管理者にもなるのですけれども、第1章、第3章、第4章、第7章、第8章を参考にするとところになるということです。当事者の方々が参考にしてほしいと思うところをポイントとして示しているということです。凡例の●○が少し別に解釈されてしまう言葉だったかもしれません。

(会長)

はい、凡例を修正するというので、いかがでしょうか。

(委員)

やはり誤解を招かないように、そこは正確にしておく。私もあえてこういう表記は無くてもいいのではと思います。もし付けるのであれば、もう少し違う形がいいのではと思いました。それを聞いて少しほっとしました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

(会長)

はい、それではいっそとってしまうということも含めて、もしこのままいくのであれば、凡例の記述を誤解のないようにしていただくということで、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

(委員)

ちょっとお尋ねしたいのですが、50頁のカラーチャートですが、このカラーチャートの部分で西ヶ丘地区には隅田川沿川地区と旧古河庭園周辺地区にある屋根の凡例がないのです。これは何か意味があるのでしょうか。

(会長)

はい、事務局、お願いいたします。

(都市計画課主査)

はい、ご説明させていただきます。今回重点地区のなかで、旧古河庭園周辺地区と隅田川沿川地区というのは、すでに東京都の方が指定した内容を北区が引き継ぐという形で、東京都の方ですでに基準が定められていた地区になります。今回北区が定める内容として、一般地区と西ヶ丘地区につきましては、屋根の基準は定めないということで考えております。その違いがここに表れているということになります。

(委員)

そうしますと、西ヶ丘地区について屋根はどんな色を使ってもいいと、ちょっと極端な言い方ですが、そういう考えもあるのですか。

(会長)

事務局はいかがですか。東京都は屋根の色を定めて、北区は定めない。単純にいうとそういうことですね。理由はありますか。

(都市計画課主査)

今回の色彩基準として明確にこのマンセル値という数値で表しております。北区の屋根部分につきましては、基準内の色彩の中で、数値ではなくて周辺に適合する色彩を用いるように誘導していくということで、明確な色基準は定めておりません。ただ、屋上や屋根など、いろいろな色が見えてくる部分につきましては、周辺の状況を踏まえまして、指導していくという基準は定めておりますので、まったくフリーになるということではございません。

(会長)

よろしいのでしょうか。

(委員)

できれば、隅田川も旧古河庭園も屋根の基準を設けておりますので、西ヶ丘も設けていただいた方がわかりやすいのではないかなと思います。

(会長)

はい、事務局いかがですか。

(まちづくり部長)

ただ今の隅田川と西ヶ丘地区は同じ重点地区でございます。ただ、隅田川については届出の対象は一定規模以上の大規模なものになります。景観につきましては個の景観づくりを集約的に行っていくという考え方もありますが、西ヶ丘については、2000戸近い住宅がございまして、なかなか統一的な規制というのはどうかとの議論があった場所です。一定の範囲内のなかで、壁とのバランスを考えながら、また周辺とのバランスを考えながら、景観づくりをしていこうといった基準にとどめさせていただいたということになります。よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。今のご説明でそうなのかと思うのですが、カラーチャートだけ見ると、西ヶ丘に関しては屋根はなんでもいいのかと思ってしまっても致し方ないと思います。カラーチャートの凡例の下に47頁の屋根の色彩の文言をみてくださいというような注釈をいれるなどすると、誤解はないのかなと思います。いかがでしょうか。

(都市計画課長)

今のご意見を参考に検討させていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

最後になるかと思いますが、ガイドライン(案)の45頁でかいわいと特定地区の区域図で赤く西ヶ丘地区、隅田川地区、旧古河庭園地区と示されており、この計画を策定し実行していく上で、改めて私たちも確認することができました。西ヶ丘地区や旧古河庭園地区など大事な特定地区のところ、新たに東京都からの計画があがっていて、本当に住民の皆様が心配されています旧古河庭園のところは旧古河庭園とその周辺ということで、位置づけられていると思いますが、このような問題に本当に住民の皆様は心を砕いて、ご意

見ご要望を出されていると思います。私たちもしっかり受け止めながら、景観計画を一つ一つ具体的に実現していくことが必要になるのではないかなと思っております。その点を最後に述べさせていただきます。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。ご意見ということですが、事務局の方で何かございますか。

(都市計画課長)

景観形成重点地区ということで、旧古河庭園、西ヶ丘の桜並木というエリアを定めさせていただいております。周辺の開発や整備の状況等を踏まえ、その中でどう景観を取り込んで配慮していくか、開発の動向やその事例事例によって対応させていただきたいと考えております。

(会長)

開発が入ったときにいかに景観を守っていくか、あるいはさらに質の高い景観づくりができるか、区民の皆様と一緒に十分に検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それではご指摘いただいたご意見を十分に参考にさせていただいて、今後の取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、3番目、その他の今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

今後のスケジュールについて、説明させていただきます。3-1をご覧ください。本日が第一回ということで、景観づくり審議会で景観づくり計画の策定についてご答申をいただきました。9月中旬に計画、公告、縦覧をいたしまして、10月1日から景観づくり計画を運用させていただきます。また、景観づくり条例に関しましても、4月1日に施行されておりますが、10月1日に全面施行という形になります。その後は来年になりますけれども、2月に第2回の景観づくり審議会を予定させていただいております。こちらにつきましては、27年度の大規模建築物の届出と景観法の届出状況についてご報告させていただく予定です。また3月には北区の景観に関するシンポジウムを開催させていただきたいと思っております。その内容についても審議させていただければと思っております。以上でございます。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、ご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員)

北区景観シンポジウムが3月中旬に予定されているのですが、今現在でどんな風という方針などありましたら、教えていただきたいのですが。

(会長)

はい、事務局。

(都市計画課長)

はい、まったくの白紙でございます。パネルディスカッションもありますし、講演会形式もありますし、今検討させていただいております。またその際には、お声かけをさせていただき委員の方々、先生方もいらっしゃると思いますので、決まりましたらご報告、また予定等を調整させていただきたいと思っております。

(委員)

ぜひぜひ、良いものにしたいですね。

(会長)

はい、あと半年あるというか、半年しかないというか。委員の皆様にもご相談と先ほどおっしゃっていましたが、相談がかかるのを待たずにどんどんアイデアを出して事務局を急ぎ立ててください。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

(委員)

少し戻るかもしれないですが、北区景観づくり計画(案)の冊子に歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造というキャッチが書いてあります。この中の新しい地域文化の創造にかかる部分は具体的にどのことを指すのか、ということが一点。もう一つがガイドラインを含めて、北区には都市計画とか様々な計画があるわけですが、そのようななかで、この景観づくりの位置づけ、またどのような役割を果たすものなのか、ということガイドラインや景観づくり計画の中に示すべきではないかと思っております。その辺が不十分のように思いますが、いかがですか。

(会長)

はい、事務局、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

新しい地域文化の創造ということでは、景観づくりの基本理念としまして、「まもり・つくり・そだてる」という三つの言葉がございます。「まもる」というのは、これまでの歴史文化、そういったものを守りながら、「つくり・そだてる」というのは、作られていくものをいかに景観に配慮したものにさせていただくか、ということで新しく生まれてくる景観というようなことを示させていただいております。景観づくりのなかでは、第4章では事前協議と届出ということで、大規模な共同住宅等建設される際に、事前に届出をいただいて、その中で景観への配慮をお願いしたいということ。また、第6章では屋外広告物等についても届出をいただくことに示しております。新たに生まれてくる景観について、景観の配慮をお願いしたいということで、新しい地域文化というようなことをリンクさせていただいております。

また、今回の景観づくり計画の位置づけですけれども、こちらは6頁に景観づくり計画の位置づけというものがございます。この景観づくり計画は、まちづくりの上位計画である北区都市計画マスタープラン、その上に北区基本構想があります。その理念や景観づくりの方針を踏まえて、策定しているものでございます。ですので、都市計画マスタープランで位置づけをされているものについて、景観的配慮をしていただくための計画ということで、そういう意味では二つが連携するといえますか、上位計画に基づいて、都市計画法と景観法を連携させていくような位置づけになっていると思っております。北区が取り組

んでいる各種まちづくりの施策と景観まちづくりというものを連携させながら、進めていくということを体系づけさせていただいております。

(会長)

はい。

(委員)

景観づくり計画(案)の6頁の中で、北区の基本構想や北区都市計画マスタープランの位置づけがここでは明確にわかりやすくなっております。できれば、この部分もガイドラインのところにわかりやすく載せていただいた方がいいのではないかと思います。ガイドラインしか見ない方はわからないと思います。今後北区のまちづくりの中でも、非常に大事な部分ですので、この位置づけについては明確にする必要があるのではないかなと思っております。

(会長)

いかがですか。事務局はお願いします。

(都市計画課長)

ガイドラインについてはもう少し手を加えていこうと思っております。その辺も含めて、検討させていただきたいと思っております。

(会長)

いただいた意見を十分に反映するように、よろしくお願いします。
他にいかがでしょうか。

(委員)

恐れ入りますが、このガイドラインとてびきの両方を配付するご予定とお聞きしましたけれども、平成6年に編集されたてびきは、たくさん残っているのでしょうか。てびきとこのガイドラインを一緒にした方が区民にとってとても見やすいのではないかなと思っております。

(会長)

はい、事務局はお願いします。

(都市計画課長)

するどい意見をいただきましたが、たくさんございます。なので、今回新たに作るというのは控えさせていただきたいと考えております。無くなり次第、一緒にさせていただこうと思っております。

(委員)

了解いたしました。

(会長)

できるだけ、予算を有効に使うということだと思います。
他にいかがでしょうか。

(委員)

ちょっと疑問に思うのが、重点地域はいろいろ規制があります。どうということをするのか、よくわかったのですけれども、その周りの地域、一般地域の場合は基準法に則ってやられると思います。要するに重点地区を計画されていますけれども、周りの高い建物が入ってしまうことがあるわけですね。用途地域に関しても、何か制限しようとかはあるのですかね。それをちょっと聞きたいのですが。

(会長)

はい、事務局、お願いします。

(都市計画課長)

用途地域の制限ということになりますと、都市計画法に基づいての用途指定が必要となりますので、それにつきましては絶対的なまちづくりという形で、景観という視点だけじゃなく、高さ規制や賑わいの拠点として容積をあげた方がいいんじゃないか、あるいは生活の拠点としてはそこまでいらんんじゃないか、という議論も都市計画の場面で議論されていくという風に考えております。

(委員)

わかりました。

(会長)

都市計画の方ではあるけれども、景観の方からも発言をした方がいいと思います。他に意見ありますでしょうか。

それでは、所管課においては各委員からいただいたご意見を十分に参考として頂き、今後の作業を進めるようお願いいたします。

6. 閉 会

(会長)

以上で、本日予定しておりました議事は、終了いたしました。他に、何かあればお願いします。

事務局、よろしいでしょうか。はい。

(委員)

先ほどのシンポジウムですけれども、今日のように図や写真があったらとてもわかりやすいですので、ぜひみんなで計画を共有できるような努力をね。私たちも何か良いアイデアがあったら、ぜひまたお伝えしたいと思います。ぜひこのシンポジウムを成功させたいですね。よろしくお願いします。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。本当にシンポジウムを北区らしい有意義なものに出来ればいいなと思います。皆様もまた貴重なご意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いします。

皆様のご協力をいただき、本日予定しておりました議事は、終了いたしました。どうもありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返しします。

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご審議を賜りありがとうございました。概ね3年の月日をかけまして、計画を作ってまいりました。今日いただいた貴重な意見につきましては、しっかりと事務局の方で詰めさせていただきたいと思えます。

次回は、先ほどご案内のとおり、2月ごろに審議会を予定しております。その時はまたよろしくお願ひしたいと思えます。

本日は、これもちまして、閉会といたします。